

検査結果等の第三者への開示に関するQ & A

（問１）（第三者の範囲①）

被監査会社の監査役等が、会計監査を実施した監査事務所から、同監査事務所に対する審査会の検査結果等の伝達を受けた場合において、当該監査役等が同社の取締役や同社の親会社の監査役等及び取締役に対して、伝達を受けた検査結果等を伝えることは、検査結果等の第三者への開示に該当するのか。

（答）

監査役等が、監査事務所より伝達された検査結果等を伝達された範囲内で、被監査会社の取締役等に対して、その職務の一環として報告等することについては、第三者への開示には該当しないものと考えられます。

（問２）（第三者の範囲②）

被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することは、問題ないか。

（答）

従来より、監査事務所が被監査会社の監査役等に対し、審査会の検査結果等を伝達する際に、被監査会社の監査役等以外の被監査会社の取締役や財務部門の社員、同社の親会社の監査役等が同席することについては、運用上、差し支えないとしてきたところです。

（問３）（開示承諾申請①）

検査結果等を被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む。）からの要請に基づいて開示する場合、「開示承諾申請は、承諾を求めようとする事業年度に実施したすべての監査に係る検査結果等について、一括して行うことができる。」とあるが、具体的には、どのようなことか。

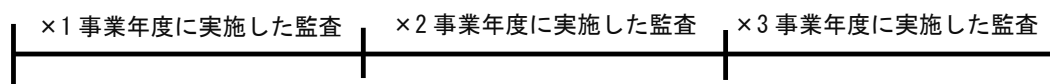
（答）

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認するツールの一つとして、審査会の検査結果等の開示要請が増加してきていると考えられることから、被監査会社の取締役並びに被監査会社の親会社の監査役等及び取締役（社外を含む。）からの要請に基づいて開示する場合、監査事務所は、要請先ごとに審査会に対して開示承諾申請を行うのではなく、当該監査事務所が承諾

を求めようとする事業年度に実施したすべての監査に係る検査結果等について、一括して承諾を求めることができるということです。

例えば、下記の（図１）において、×１事業年度に実施したすべての監査に係る検査結果等について、１つの開示承諾申請でまとめて審査会の承諾を求めることができます。

（図１）



（問４）（開示承諾申請②）

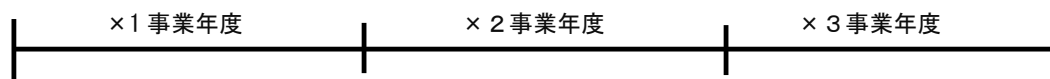
監査契約に関する提案等として検査結果等を現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社等）に対して、要請に基づいて開示する場合、「開示承諾申請は、承諾を求めようとする事業年度ごとに一括して行うことができる。」とあるが、具体的には、どのようなことか。

（答）

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を確認するツールの一つとして、審査会の検査結果等の開示要請が増加してきていると考えられることから、監査契約に関する提案等として検査結果等を現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社等）に対して、要請に基づいて開示する場合、監査事務所は、要請先ごとに審査会に対して開示承諾申請を行うのではなく、当該監査事務所が要請先に対して開示をしようとする事業年度ごとに一括して承諾を求めることができるということです。

例えば、下記の（図２）において、×１事業年度中の潜在的な被監査会社等からの要請に基づいて検査結果等を開示しようとする場合のすべての開示承諾について、１つの開示承諾申請でまとめて審査会の承諾を求めることができます。

（図２）



(問5) (開示内容)

監査法人が合併により消滅する場合、存続法人又は新設法人が、消滅法人に係る検査結果等を開示する必要があるのか。

(答)

検査結果等を開示しようとする先に対し、合併により消滅する監査法人の検査結果等についても、一定期間、伝達することが重要であるとの観点から、存続法人又は新設法人において、消滅法人に係る検査結果等を合併日を含む当該法人の3事業年度の間、「参考」として記載することが必要であると考えます。

(記載例)

○ 吸収合併のケース

存続 B 監査法人の検査結果等

.....

(参考) 令和×年×月×日に合併した A 監査法人に係る公認会計士・
監査審査会の検査結果

.....

○ 新設合併のケース

新設 C 監査法人の検査結果等

.....

(参考) 令和×年×月×日に合併した A 監査法人に係る公認会計士・
監査審査会の検査結果

.....

令和×年×月×日に合併した B 監査法人に係る公認会計士・
監査審査会の検査結果

.....